

○午前10時開議

○副議長（このの孝子君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○副議長（このの孝子君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

たけうち 忍 君

田 中 さやか 君

ご了承願います。

○日 程

○副議長（このの孝子君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1、昨日に続き

一般質問

を行います。

順次ご指名申し上げます。

大沢真一君。

〔大沢真一君登壇〕

○大沢真一君 通告の順に従いまして一般質問を行います。

質問に入る前に、いつのころでしょうか、「自己責任」という便利な言葉で国や行政が責任を放棄し始めたのは。この「自己責任」という言葉は、国民から優しさや思いやりの心をいつしか奪い、個人の尊厳までもないがしろにしたように思えます。他人に厳しく、自分には甘い。自己のことは棚に上げて、人のあらを挙げへつらう。仲間を失策の責任者に仕立て上げる。仲間を売る。自分の胸に手を当ててみれば、まともな人間なら恥ずかしくて人様にとやかく言えない者に限って、人のあらしに打ち込む。思いやりのない、こういった者が「自己責任」を口にしがちです。

それと時を同じくして、区議会も変質してきたような気がします。我々区議会は、行政を点検し、提言し、批判もする。これも慣れ合いとは異なり、理事者と議員の間の信頼に裏打ちされた微妙なバランス感覚の上で政策が形成され、すばらしい品川区政が続いてきたのはご承知のとおりであります。しかし、いつしか信頼に基づくものではなく、双方ともに自分本位の傾向、優越の証があらわれていないか。また、議会での答弁も自己責任と言わんばかりに。私は、個々の人々が謙虚になり、お互いの信頼関係に基づいて理事者と厳しい議論の応酬をするのが議会の役割ではないかと思えます。私は、尊敬する区長さんを初め、区職員の皆さん、ならびに議員各位に敬意を表するとともに、互いに区民・国民の奉仕者ではありますが、一人の個人であること、一人の主権者であることを忘れず、自らの襟を正して、慣れ合いではない「政策論争」の活性化の実践をめざすべく努力してまいりたいと考えて、この質問に臨むものであります。

質問の1点目、武蔵小山周辺の子育て環境の整備についてお尋ねいたします。

核家族化が進み、子育て中の母親がより一層の孤独を感じる世の中になってきているのではないのでしょうか。にもかかわらず、育児中の母親の7割近くが区の児童センターの催しに参加していないと言われているのを耳にしたことがあります。また、未就学児は催し物によっては参加できない場合もあり、

公共の場に出ていくこともはばかられ、子育て中の親子の場が狭められ、少なくなっているのではないのでしょうか。子どもと24時間向き合う母親は疲れを感じ、「子どもと距離を置きたい」という理由から働く道を選択し、自分の居場所探し、自分探しをする女性も昨今見受けられるような気がいたします。そして、現在、女性の社会進出、社会復帰が求められ、保育園増設、待機児童ゼロをめざす風潮が強まっています。しかし、待機児童ゼロをめざすのも大変重要なことではありますが、もっと根本から社会の仕組みを見直すことがさらに重要であると考えます。すなわち、本当に働くことが必要な方に保育園の枠が確実に用意されている社会です。また、小学校へ進学した後、子どものケアも重要です。社会の仕組みは、未来を担う子どもたちの目線で考えなければならないと思います。社会が変化しても変わらないのは「こどものこころ」であると思います。「こどものこころの不変性」は、人にとっての普遍の真理であります。保育園を増設するのであれば、それと同時に、不登校や引きこもりの児童が一人で家に閉じこもるのではなく、ふらっと立ち寄れる場所もつくらなければ、子どもたちはどんどん社会の中で居場所を失います。このような状況の中、区の「地域全体で子どもを守る」ための取り組みの現状と課題をお知らせください。

次に、地域全体で子どもを守る形づくりのためにはマンパワーが必要です。人材の確保と育成が必要になってきます。地域全体で子どもを守るためには、どのような方々の力をかりるかが課題になります。

まずは、子育てが一段落した母親の力です。子育てが一段落して時間に余裕があり、ボランティア精神に満ちた、社会のために何か役に立ちたいというお母さんたちは意外に多いのではないのでしょうか。私の知り得る限り。そのようなお母さんたちが地域にとどまり、あいている時間を有効に活用することで生きがいを見出すことができれば、お母さんたちにも、日常、非日常といった時間の変化によって、毎日の生活にメリハリができて、活力と笑顔が増えるのではないのでしょうか。お母さんたちの中には、ピアニスト、保育士、栄養士など、多種多様な資質を持ちながらその力を発揮する場所や機会を持つことができない方々も数多くいるのではないのでしょうか。

また、定年退職されたり、既に一線を退かれたシニアの方々の中にも、まだまだ元気で誰かのために何かをしたいと、同様なことが言えるのでしょうか。シニアの方々には人生経験も豊富です。地域の大きな財産であるその力を生かさないのは大きな損失ではないのでしょうか。例えば、児童が登校できなくなる理由の一つに勉強のおくれがあります。学校を休むと勉強がおくれる、授業についていけないから学校に行くのを躊躇する、ためらうという悪循環が生じます。そういった場合に、過去の学校の先生や塾の先生の職にあったシニアの方々が勉強を教える。このような仕組みを十分につくることは、シニアの方々の生きがいにもなり、また、居場所を失った子どもたちの心の支えやケアになるとも思います。団塊の世代の地域参加についての区の取り組みは承知をしております。子どもを中心に、子どもの目線でのマンパワーによる仕組みづくりが必要と考えます。仕組みづくりのための人材の確保と、育成の現状と課題についてご所見をお伺いいたします。

場所の確保についてお尋ねいたします。

現在、武蔵小山駅周辺では再開発が進行中であり、この地域では、残念ながら、さまざまな世代が交流できる「場」が、距離を置いたスクエア荏原を除き、ほかに見当たりません。開発後、将来確実に訪れるであろうこの地域の人口の増加、多種多様な区民ニーズに備えた「場」の準備、検討が必要ではないのでしょうか。スペースの確保、場の確保には、再開発あるいはそれに準ずる組合との話し合い、調整が必要で、先方の意向が第一義であることは承知の上で提案させていただきます。防音設備の整った部屋、アップライトで豊かな音で情緒を味わい、心豊かな時間。壁一面に本棚、幼児向けの絵本、シ

ニア向けの雑誌をそろえ、部屋の中心にはしゃれたテーブルと椅子。誰もが出入りできる場所とし、定期的にピアノの生演奏を届け、幼児連れの親子、不登校児、障害のある児童、シニアの方々まで、全ての誰もが気軽に音楽を楽しめる空間。ゆっくり、ゆったりと「時」を楽しむことのできる空間。本は貸し出さず、その場で楽しむ。子どもの発育、知育には、スマホやタブレットではなく本と向き合うことが大切です。勝手にイメージを膨らませてしまいましたが、児童センターのような元気な児童が集まる場所、同世代の母親が集まる場所とは一線を画し、本と音楽を中心に、前段で伺った人材を活用して、もう少し幅広く、育児中の親子、居場所を失った子どもたち、シニアの方たちが程よい距離感を保ちながら過ごせる交流スペースの必要性が、この地域の将来の時間軸の中で、必ずやニーズとなって出現するものと確信をしております。ご所見を伺います。

商店街と再開発について、お尋ねします。

昭和30年代、武蔵小山駅前ロータリー付近には、南星座、巴皇座という映画館が並び、駅前なら、駅前ではないが駅前交番。その跡地には銀行。周囲にはスマートボールホール、金物店、薬局、金魚売りのリヤカー、立ち食いそば店、噴水、洋品店、おでん屋さんの屋台、お菓子屋さん、魚屋さん、キャバレー、ピンサロの呼び込み、そんな風情が駅前ロータリーのあたりでした。私鉄沿線のほんのりとした景色。しかし、ついこの間、非常にたくさんの選挙の車が時間を問わない音楽で、雰囲気も一変いたしました。選挙の場としてのポテンシャルも増したのでしょうか。記憶に新しい。とにかく、この地の生活者には騒々しいきょうこのごろであります。かつての数寄屋橋のようであります。これが表玄関になるということか。

そして、高度経済成長、バブル経済の到来と終焉。平成へ。平成18年7月2日、鉄道の立体化、地下への切りかえ工事が完了し、目蒲線から目黒線への本格的な移行、三田線、南北線の乗り入れによる都心へのアクセスの向上で飛躍的に便利になりました。品川区の西の表玄関としての形が整えられ、未来の武蔵小山、こやまに向け、動き始めました。

かつて私は、「武蔵小山とは何ぞや」という問いを、何の委員会だか忘れましたが、ぶつけたことがありました。答弁、答えは、「アーケードのある商店街のまち」だと。確かに、的を射た、お役人さんらしい答えではあると思いますが、当たり前のことを当たり前、素直に答えをもらおうと、何か肩すかしを受けたような、ある意味、議論の戦意を失ったような思い出が記憶の扉の中に潜んでいるように感じます。

東急目黒線で目黒駅から2駅、3分。武蔵小山は、交通の要衝でなければ、観光名所となる神社仏閣、公園があるわけでもありません。ごく普通の住宅街。この「武蔵小山パルム」の存在で一躍有名になったと、ある記事には記されています。小山のいにしえの一端は冒頭に触れましたが、とにもかくにも、全国にシャッター通りの商店街が増える中、アーケード商店街として観光客を呼べるにぎやかな商店街として知られてきました。鉄道交通網の充実による都心アクセスへの利便性の向上で、駅の乗降客は飛躍的に増加の一途をたどっております。商店街にもたくさんのお客さんが往来をしておりますが、個々の商店の売り上げの増加に結びついていないのが現状であります。また、通行客の増加と再開発の影響で、小山の商店街、そして商店街を取り巻く近隣の商店街を含めた地域には、古くからある「地元」の不動産会社以外の新しく小山に参入してきた不動産会社が多くの店舗を構えているきょうこのごろであります。需要があるのは理解をするところではありますが、これは武蔵小山というまちのもともとある本来の魅力が増したことの証であるのか否か、何か味気がない気がします。まちのポテンシャルの向上が進行中であります。その進行に伴って店舗賃料が上昇傾向にあります。資本力に乏しいけれども、味が

あり、個性的な個人商店が出店できるような賃料ではなくなり、資本を持ったチェーン店が商店街の多くを占めるのが現状の商店街の風景であります。全国的にもこのような傾向はありますが。

パルム駅前地区再開発地区にあった店舗に目を向けると、再開発地区で店舗を構えていた商店が再開発に伴い立ち退いた後に、近隣周辺地域などの借り手のつかなかったシャッター店舗や空き室が多かった商業ビル、住居を改造した裏路地に店舗を構えて営業を始め、ビジネスチャンスをつかむべく、アイデアを凝らした挑戦が始まりました。このように、武蔵小山は、既存、新規参入を含めて、今までとは違う店舗立地形態に変わり、線から面へと広がりを持った商業地に変貌しつつあるのです。

さて、再開発と商店街は共存できるのか、ともに生き残れるのか。これは、共存しなければいけない、ともに栄えなければいけないと考えます。ここに、この命題を考える上での参考になる実例があります。ある記事から紹介したいと思います。

2019年7月4日にオープンする府中駅前の再開発で生まれる複合商業施設、ル・シーニュ。駅前直結の施設で、従前は飲食店などが集中するわい雑な路地を含むエリアでした。地権者が多く、利害関係が複雑で、長らく進まなかった開発を進めるため、開発当初は「地元の店を残す開発」という言い方もありました。しかし、最終的にオープンが見えてきた今、もともとあった店のうち再開発ビル内に出店を予定しているのはチェーン店の飲食店が大半。地元の不動産会社によると、駅直結で一番高い2階でも坪単価4万円程度と、賃料自体飛び抜けて高くなったわけではないが、入居時に内装管理負担金やオープン販促費、そして開業後には、管理費、共益費に加え、販売促進費もかかるとされ、毎月、家賃プラス一坪当たり1万円から2万円近くの出費もあり得るかもしれないとのこととあります。2年前出店を決めるべきタイミングでは、共益費などの額が決まっていなかったため、個人店は出店を躊躇した模様であります。結局、駅前に戻ってくるはずだった店の多くが戻ってこなかった。ほかの開発でも似たような事例が多いといいます。商業施設オープン当初は地元の店が多いものの、最初の契約終了時点で退去あるいは他店に店舗を貸してしまう例が多いのは、金銭的な理由からだという。以上、例示をいたしました。

再開発によって、まちの価値や住宅価格が上がり、テナント料が上がる。結果、資本力のある、どこにでもあるようなチェーン店が進出してくることになる。今の小山の商店街は、時代という大海原の荒波をまさに受けようとしているところとあります。小山、武蔵小山という、明治からの近代商業地としての歴史を有し、東洋一の長さと言われたアーケード。このような商店街の歴史を担ってきた従来の商店が、開発後も、あえて言いますが、武蔵小山らしさでもなく、ましてや、ムサコらしさでもない、「こやまらしさ」を醸し出し、失うことのない活気を持ち続けるために、区は今後どのようにこの開発と向き合い、そして指導していくのか。また、府中の例についてどう考えているのか。武蔵小山のまちづくりを含めた商業地づくりをどのようにしかけていくのか。さらに、「商い」商売は、営利、利潤を追求する極めて個人的、かつ私的な営みであり、公が私的財産や営利活動に関して支援ができる線引きには非常にデリケートで困難な部分が少なくはありませんが、地域とのかかわりや地縁も強い商業地の歴史の産物としての個人店を守っていく必要が十分あると思います。府中の例を念頭に、この小山ではどういうふうを守っていくのか、あるいはいけるのか、考えをお示ししたいと思います。

「健康」についてお伺いします。

品川区長期基本計画では、5つの都市像の中で「みんなで築く健康・福祉都市」を掲げ、従来より「健康」の施策の柱とされています。この「健康」の定義について、WHO憲章の全文の中には、「健康とは、病気でないとか、弱っていないとかではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にもす

べてが満たされた状態をいう」としております。これは、一人ひとりの区民に寄り添い、生活を支えていくという意味でも、自治体のめざす究極の目標に近いと思われまます。

日本全体の状況を振り返りますと、医学の進歩や生活環境の改善によって、結核を初めとした感染症が減少する一方、生活習慣の変化により、がんや循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加してまいりました。また、高い水準、経済水準、保健・医療水準、生活習慣の改善に支えられ、平均寿命は世界でも高い水準を示しているところをご承知のとおりであります。

品川区に目を向けてみますと、人口は増加が続いており、出生数も増えておりますが、将来的には減少傾向になることが予想されています。一方、高齢者人口も今後増加が見込まれることから、医療や介護に要する負担はより一層増加していくことは確実であり、少子高齢化対策はより実効性のある取り組みを行うことが必要であります。特に、町会・自治会などを基盤とする地域コミュニティの活性化もますます重要になってくるのではないのでしょうか。

こうした状況を踏まえ、区では「しながわ健康プラン21」を策定し、区民の皆さん一人ひとりが自発的に健康づくりに取り組んでいくきっかけづくりが進められているのは周知のとおりであります。この健康プランは、私が感ずる限り、簡易な言葉でコンパクトにまとめられていると思います。分厚い役所の計画書類のたぐいは誰にも読まれずに終わってしまうことが少なくないと思われまますが、区民が行動を始めるきっかけとしては、読んで、理解して、行動に移行するハードルが、この冊子はハードルが低いことも大変好感が持てまます。

さて、この健康プランの冒頭にあります区長さんの挨拶文には、「活力ある地域社会を実現するために、生活習慣の改善によって回避できる疾病を予防し、社会生活を営むために必要な身体機能の維持・向上を図ることにより、区民一人ひとりの健康づくりを推進し、健康寿命を延伸することが求められております」とあります。こうした、多くの施策のベースとして「健康」を位置づけることは大いに賛同するところでありまます。

細かいことは私は申し上げまません。私より人生経験が豊富で、行政経験がさらに豊富な濱野区長さんにおかれまましては、私の指摘は既にお見通しかと存じまますが、この質問では事業内容などに関する答弁はあえて求めまません。「健康」に関する区長さんの考え方をお聞かせいただくとともに、新年度予算編成に際し、ダイナミックな健康増進策を打ち出していただくことを期待しております。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、「健康」についてお答えを申し上げます。

生涯にわたって健やかで生き生きと暮らせることは全ての区民の共通の願いであり、健康は「人々が幸せな人生を送るための大切な資源」であると考えております。今後進展していく少子高齢化による人口減少社会において、持続可能な地域社会を構築していくためには、多くの区民の皆様の「健康」がますます重要になってまいります。

健康施策は効果が見えるまでに時間がかかりますが、これまでも疾病予防の観点から、「20歳（はたち）からの健康診査」および「成人歯科健診」の開始年齢を20歳から引き下げております。元気で健やかに過ごせる期間、いわゆる健康寿命を延伸することは、増え続ける医療・介護需要を抑制するだけでなく、社会を支え続けていただく方々の増加にもつながってまいります。そのためには、区民一人ひとりが健康についての関心や知識を持つのと同時に、区と区民、事業者、関係団体等との協働により、地域とのつながりの中で健康づくりを進めていく視点も大切であると考えております。

平成30年度予算編成につきましては、さまざまな切り口はありますが、まず、健康づくり無関心層へのアプローチ戦略や、胃がん内視鏡検診の導入などのサービス向上に資する新しい要素の導入を念頭に置き、区民の健康増進策を打ち出してまいりたいと考えております。議員のご提案の趣旨に少しでも近づくよう、品川区は「元気で長生き」できる「健康長寿都市」をめざし、より一層積極的に健康施策に取り組んでまいります。

その他の質問等については、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、武蔵小山周辺の子育て環境の整備についてお答えいたします。

初めに、地域全体で子どもを守るための取り組みについてですが、取り組みの現状としましては、区内に25か所ある各児童センターでは、児童の安全・安心な居場所として、日ごろより児童の健全育成を行っています。スポーツ、音楽、ダンス、工作などの多様な活動や各種行事を実施するほか、児童指導の専門職が児童の悩みや不安についての相談に対応しております。このほか、昨年からは、平塚橋高齢者多世代交流支援施設内に子ども・若者応援フリースペース事業を展開し、不登校や引きこもりなど、さまざまな「生きづらさ」を抱えた子ども・若者と、そのご家族を応援する場所として利用されております。

課題としましては、こうした施設や事業の一層の周知により、さらなる利用者の増加へつなげていくことが必要であります。また、地域の方からサポートを受けた子育て中の親子や児童が、将来ボランティアやスタッフとなって次の世代の育成や支援にかかわるといった、地域ぐるみの好循環となるよう、さまざまな取り組みを進めてまいります。

次に、人材の確保についてですが、若いころから培った特技や経験を持っている高齢者の力を生かし、地域全体の子どもたちを支えていくことは大変重要です。山中いきいき広場では、高齢者が子どもたちに礼儀作法の大切さを伝えるために、お茶や生け花などの伝統文化を教える取り組みを行っています。また、高齢者多世代交流支援施設においても、高齢者が子どものころ夢中になった折り紙などの昔遊びやお菓子づくりを一緒に楽しんでいます。今後も、地域全体で子どもたちを守るための一助として、高齢者の主体的な活動を支援してまいります。

次に、武蔵小山周辺における交流スペースの確保についてお答えいたします。

幅広い活動が行うことができる交流スペースの確保につきましては、実現の可能性を含め、課題整理等を行っていくとともに、武蔵小山駅周辺の市街地再開発準備組合等へ地域貢献施設として設置できるかなどの検討を求めてまいります。

〔地域振興部長堀越明君登壇〕

○地域振興部長（堀越明君） 私からは、商店街とまちづくりについてお答えいたします。

武蔵小山は、これまで地域の皆さんが作り上げてきた商業の歴史を礎に、現在は品川区の西の玄関口、荏原地区の中心核として、さらなる発展が期待されております。また、まちづくりマスタープランでは地区活性化拠点として位置づけ、都市機能の強化、更新、集積ならびに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある複合市街地の形成をめざしております。

こうした中で、区も含めた商店街と各地区が連携した当該地区開発連絡会等において、府中駅等の先行事例も十分把握しつつ、地元の意向に即した魅力あるまちの形成とともに、地元店舗の継続営業等についても活発な意見交換などを行っています。また、地域が連携する仕組みづくりや回遊性のあるア

一ケード等についても議論が進められています。駅前に計画されている約1,000平米の広場は、これらを実現するために商店街や地元町会などが連携した催し等で活用するものでございます。区としましても、持続的なまちの発展には地元店舗の果たす役割は欠かせないものと認識しており、商店街と武蔵小山のまちが相互に発展できるよう、東京都や関係機関とも連携を図りながら、さまざまな支援を行っていく考えです。具体的には、これまでの商店街の集客力を高めるイベント事業やマイスター店等への個店支援に加え、今年度から、地域連携型商店街事業として、商店街と周辺に立地する個店、町会自治会、NPO等と連携したイベント事業等への助成も開始しております。ご指摘の、若いアイデアによる個性的な店舗など、周辺エリアを含めた新しいまちの魅力も加えながら、地域全体の活性化へと、ハード・ソフト両面から支援をまいります。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、大沢真一君の質問を終わります。

次に、若林ひろき君。

[若林ひろき君登壇]

○若林ひろき君 品川区議会公明党を代表し、一般質問を行います。

冒頭に、先月、区内で発生した交通事故により、小学生の尊い命が奪われました。ご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に対し心よりお悔やみを申し上げます。

初めに、子どもの交通安全について質問します。

品川区交通安全計画によれば、昨年での5年間、交通事故による死傷者は1,286人から826人に減少、全ての年齢層においても減っています。しかし、残念ながら、二、三年ごとに小学生の交通事故死が続いていたことから、平成26年第2回定例会で公明党は、子どもの交通事故防止について質問しました。区からは、各小学校全学年で自転車安全教室の実施を学校に指導することや、「ヒヤリハット地図」の有効活用および合同点検の継続で安全対策の推進を図るといった考え方が示されましたので、その後の進捗状況や今後の取り組みを伺ってまいります。

交通事故の発生状況を分析すると、さまざまな特徴が見えてきます。道路幅5.5メートル未満での事故件数は、平成23年以降、86、106、85、65、70件と、上がっては下がり、また上がる傾向を示しています。道路種別に見ると、国道17.8%、都道36.3%、区道42.7%と、区道が4割以上を占めています。子どもに関しては、死傷者に占める死者の割合は0.4%が平均ですが、高齢者1.1%とともに子どもは0.6%と高く、事故発生は即重大事故となる危険性が高くなっています。死傷者数では、平成27年で見ると小中学生は28人ですが、登下校中などの学校管理下では18人に対し、帰宅後などの管理下外が10人となっています。したがって、重大事故につながりかねない子どもの交通事故発生をさらに減少させるために、発生件数の4割以上を占める歩者分離が困難な道路幅が狭い区道の安全整備は優先課題であります。また、登下校や帰宅後など、行動する際、自分の身の安全を守ることを身につけるため、学校と家庭の教育や声かけが大切です。

一例ですが、三木小学校では、安全指導のほか、交通安全チェックシートを活用することで、保護者からも好評を得、例えば自転車ヘルメット着用率は昨年4月の50%から1年間で96%にまで向上する成果を上げられています。

そこで、質問の1点目は、交通安全計画にある防護柵整備では、28年度、区道500メートルとありますが、選定方法とともに整備状況をお聞かせください。また、今年度以降の防護柵やガードレールおよびカラー塗装など、整備の取り組みもお聞きします。

2点目は、ヒヤリハット地図について、有効活用の模様と効果についてお聞かせください。また、ヒ

ヤリハット地点と負傷事故発生地点が重ならない地点がほとんどですが、どのように分析されているかもお聞きします。

3点目に、小学校全学年で自転車安全教室等を発達段階に応じて実施するよう、各学校に指導されていますが、実施状況をお知らせください。また、中学校の実施状況もお聞きします。

4点目に、区内小学生の自転車ヘルメット所有率と着用率をお知らせください。また、三木小学校の取り組みを紹介していただき、地域の実態に沿った創意工夫ある各学校の取り組みについてお考えをお聞かせください。

次に、教育について質問します。

教員の意識を変え、学校の質的変換をするために、外部評価者制度などに取り組んできた教育改革プラン21と、昨年度から取り組み始めた品川教育ルネサンスの関係性を、昨年の決算特別委員会総括質疑において伺いました。教育長は、近年、学校や教員だけでは解決できない課題が増加、多様化していること、学校選択制では、小規模な学校があらわれる一方、抽選校が増え、兄弟が同じ学校に通えない状況などの課題があらわれてきたことから、プラン21の成果を継承しつつ、今後の制度、体制、教育内容を再構築するため、新たな教育改革システムとして品川教育ルネサンスに取り組み始めたことと答弁されています。

特に、学校や教員だけでは解決できない課題については、地域とともにある学校とすることによって解消を図っていくとし、地域の方々との連携を深め、意見を反映しながら、義務教育9年間を地域にも支えていただく品川コミュニティ・スクールを導入することになりました。また、教員については、学校選択制によって変わらざるを得ない状況をつくり意識変革に取り組んできたが、地域とともにある学校をめざすためには、自分たちの学校を信頼してもらうために、地域プライド、地域に根差した教員の意識をつくっていくことが重要としました。

文科省が提唱するコミュニティ・スクールでは、これまでの成果として、学校と地域の情報共有や積極的な地域の協力などが挙げられたほか、校長のリーダーシップや学校組織力の向上、教員の意識改革の進展など、学校内部の変化も成果とされており、地域などの力によって学校を変えていこうといった方向性を感じます。一方、品川区では、教員自らの自主的・内発的な取り組みを期待したいと思いますが、その意味で、「地域プライド」という言葉にはどのような意味や意義が込められているのでしょうか。

そこで、質問の1点目は、品川コミュニティ・スクールのこれまでの取り組みについて、成果や課題、また、子どもたちへの影響にはどのようなものがあったかお聞かせください。

2点目に、地域プライド、地域に根差した教員の意識について、その意味するところと取り組み、そして、そのめざすものをお聞かせください。

次に、受動喫煙防止について質問します。

日本の喫煙率は2割弱と推定されています。たばこの煙には60種類以上の発がん性物質があると言われており、「たばこ白書」などによると、受動喫煙は肺がんや脳卒中になるリスクを1.3倍に高め、乳幼児突然死症候群では4.7倍、年間1万5,000人以上が死亡していると推計されています。屋内禁煙については、受動喫煙対策を強化する法整備が待たれるところであります。

一方、屋外の受動喫煙防止の取り組みも進めなければなりません。屋外については法的根拠がないため、自治体の独自の取り組みとなります。品川区は、区有施設では平成15年に策定された受動喫煙防止対策基本方針、屋外では歩行喫煙防止条例を根拠に取り組まれています。歩行喫煙防止条例では、区内

全域における歩行喫煙防止の活動が進められ、特に人の往来が多い五反田、大井町、大崎、青物横丁、武蔵小山駅周辺の5地区を「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」に指定し、指定喫煙所が3地区で9か所設置されています。対策基本方針では、1,500平米以上の公園では喫煙スペースと非喫煙者が休憩するスペースとの間に一定の距離が確保できることや、子どもや非喫煙者の公園の利用を妨げないことなどの基準を設け、分煙スペースの確保などの試行的な取り組みを行っています。

日本禁煙学会は、無風状態では1人の喫煙者による煙の到達範囲は直径14メートル内で、複数の人が同時に喫煙する場合は直径がその2から3倍以上となるとし、屋外といえども、厚生労働省の室内分煙基準に準じて対策を講じなければ行政の整合性が確保できないと指摘しています。したがって、条例等で屋外喫煙を規制する場合、最低直径14メートルの非喫煙者通行禁止区域が確保できる場合を除いて、屋外に灰皿を設置すべきでなく、また、壁と天井で囲まれた屋外喫煙室を設置する場合、十分な無害化処理を施してたばこの煙を排出しなければならないと分析しています。

そこで、質問の1点目は、公園や児童遊園、防災広場に設置する喫煙所の根拠、基準をお聞かせください。また、公園等でパーテーションで囲っても煙が拡散し、受動喫煙の危険性や煙への不快感が指摘される箇所に対する対策をお聞かせください。

2点目に、路上に設置された喫煙所9か所のうち、6か所にパーテーションがない理由と対策をお聞きします。

3点目に、屋外受動喫煙防止について、今後の対策に取り組む上で、根拠を明確にした方針を作成することについて見解をお聞かせください。

続いて、避難所について質問します。

指定避難所は、区が設置し、町会が中心となって組織される避難所運営会議が自主的に運営することとなっています。予測される首都直下地震など大規模な災害時、多くの区民などの避難が想定され、阪神・淡路大震災、東日本大震災、昨年の熊本地震などにおいて、避難所の運営に関するさまざまな課題がマスメディア等で報道されたことから、区民の間でも大きな関心事となり、議会においてもさまざまな角度から課題解消のための質疑が重ねられてきました。

例えば、避難所運営マニュアルの整備については、平時に避難所連絡会議がマニュアルを策定することになっていますが、避難所52か所のうち5か所が未整備であります。策定済みの47か所を見ても、配慮すべき項目の記載は、女性や子どもへの配慮は15か所、防犯対策は44か所、高齢者や障害者への配慮は36か所に留まっています。妊婦等への配慮は全体としてあまり進んでおらず、ペット同行避難に至っては9か所という現状が明らかになっています。マニュアルの作成は、区がひな形を示し、職員が国や都の指針に基づく助言をしているにもかかわらず、責任者や人員が未確定であったり、警察・消防など緊急連絡先の有無、避難教室の記載のわかりやすさなど、避難所ごとに相当な違いがあらわれてきています。この現状は、どこに要因があるのでしょうか。

品川区地域防災計画の災害予防計画編では、避難所運営会議は避難所の管理・運営全般を協議、学校は避難所施設の管理・運営を担当、区派遣職員は情報の収集・連絡等を担当と、役割が定められています。また、災害応急対策計画編には、区は避難所の開設および管理・運営の役割を担うとなっており、派遣職員は情報の収集等のほか、運営会議の構成委員の位置づけとなっています。一方、東京都避難所管理運営の指針では、区職員を避難所管理責任者に選任するとなっています。すなわち、区計画では、避難所運営会議、学校、区および職員の役割に統一性がないように感じられます。特に区職員については、区計画では単に派遣職員、運営会議の構成員とされていますが、都指針では避難所管理責任者とい

う責任ある役割が定められています。したがって、それぞれの組織の役割分担が不明確で、責任の所在が曖昧であり、有事の際に最も重要な指揮命令系統が確立されていないと感じます。

そこで、質問の1点目は、今年度修正される地域防災計画では、避難所の諸課題をどのように捉え、その要因は何かを分析されているか、お聞かせください。

2点目に、避難所設置・管理と運営のあり方については、連絡会議と区の役割や責任の所在といった関係性、指揮命令系統を明確にすることが重要ですが、見解を伺います。

最後に、公共交通について質問します。

これまで、区民や議会から、コミュニティバスの導入など、公共交通に関する議論が交わされてきました。その中で、区内の交通環境は、鉄道駅関連では14路線、延べ40駅が整備されており、また、バス路線も44系統あり、700メートルほどの距離でいずれかの交通機関が利用できるなど、利便性が高いといった認識が示されています。一方で、今後の人口動向などを見通すと、公共交通の充実は区民が円滑に移動するための手段として重要な役割を担っており、とりわけ移動に困難を感じている方に外出の機会をさまざまな形で確保することは大切なことであり、一部整備が完了した補助163号線や、現在整備が進められている補助26号線など、将来の道路ネットワーク整備を見据え、あわせて高齢人口増加などの社会的要因も考慮し、公共交通ネットワークを検討する必要があるといった認識も示されました。

さて、私は、本年の予算特別委員会で、パーソントリップ調査から見える大崎・荏原・大井・品川地区間の人の移動を比較すると、大崎地区と大井地区相互の移動人数が際立って少ないことを指摘し、本年度の新規事業である補助163号線JR大崎支線ガード下の拡幅工事との関係性を質問しました。答弁では、都市計画では計画道路も同時に整備するため、パーソントリップ調査と四段階推計法を使って得られたデータを活用した結果、再開発が進む大崎・大井両地区をつなぐ重要な幹線道路である補助163号線は整備の必要性が大であり、そのボトルネックとなっている同ガード下の幅員を広げることで、路線バスを走らせることが主な事業目的であることが示されました。両地区は、まちづくりの進展により人口増加が予測される上、大崎駅の先には五反田駅や再開発が進められている目黒駅といったターミナル駅がありますが、残念ながら大崎駅で乗りかえなければならぬため、公共交通ネットワークを形成する上でネックとなっており、公共交通の整備によってさらに品川区のポテンシャルが高まることが期待されます。

また、本年の第1回定例会では、タクシー初乗り運賃が410円に下げられたことを受け、短い距離を移動する高齢者に対しての福祉的な補助の提案も公明党を含む複数会派からされるなど、財政的な負担を考慮しつつ、公共交通サービスの向上策はどのようなものか、さまざまな提案がされていますが、一定の需要は見込まれるが、財政的な負担がネックであり、二の足を踏まざるを得ない事業であることが感じられます。これまでこの課題に対する検討を慎重にされてきた経緯から、さまざまな答弁がされていますが、パーソントリップ調査や四段階推計法で得られた区内のデータを活用することによって、推計されている人口減少と高齢化を迎える品川区の公共交通ネットワークのあり方を引き続き考えていきたいと思えます。

そこで、質問の1点目は、パーソントリップ調査と四段階推計法の活用によって得られたデータについて、それぞれ調査と推計法とはどのようなもので、どのようなデータが得られたのかお聞かせください。

2点目に、区内全域のデータを開示することについて、お考えをお聞かせください。

3点目に、財政負担について、財政的に厳しいと思われる多くの自治体でコミュニティバスが導入さ

れていますが、健全財政とされる品川区において財政負担の許容範囲はどのように考えられているのでしょうか。黒字でなければ導入に至らないのか、お考えをお聞かせください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、避難所についてお答えを申し上げます。

初めに、避難所の諸課題についてですが、今年度修正いたします地域防災計画では、ご指摘のマニュアルの充実のほか、女性の視点や要配慮者を考慮した避難所環境の整備、円滑な物資提供・情報提供、メンタルヘルスやエコノミークラス症候群などの健康管理対策、在宅避難者や避難所以外の場所に避難された方々への対応など、これらを課題として捉えているところであります。マニュアルの整備に地域ごとの温度差が生じる要因は、地域ごとにさまざまな特性が存在することや、ルールは具体化しているものの、そのルールの明文化が進んでいないことであると考えております。

次に、避難所設置・管理と運営のあり方についてであります。発災時における避難所の設置は、災害対策本部長である区長の開設指令に基づいて行われます。そして、平素、防災区民組織の長が務める避難所連絡会議の議長が、開設指令に伴い、避難所運営会議議長として運営を指揮し、これを補佐する形で学校教職員が施設の維持管理を行い、区職員が災害対策本部との連絡窓口として避難所運営に参画することとしており、指揮命令系統が不明確であるとは考えておりません。しかし、こうした区の考え方を地域防災計画などで示してはおりますが、必ずしも適切には表現されていないことも認識しております。今後は、地域防災計画などの修正に際し、適切な表現としてまいります。

そのほかの質問等につきましては、教育長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、子どもの交通安全と教育についてのご質問にお答えいたします。

まずは、交通安全の施設整備についてですが、区では警察や学校と定期的に安全点検を行っており、教育委員会とも通学路の安全確保に向けた対策を検討し、実施しております。ハード対策としては、警察と協議しながら防護柵設置や路面のカラー化など、現場の状況に合わせた安全対策を行っております。平成28年度の防護柵の実績ですが、約300メートルを整備いたしました。今後も、関係機関との連絡を密にして、その現地に応じたさまざまなハード整備を組み合わせながら、子どもたちの安全確保を図ってまいります。

次に、ヒヤリハット地図ですが、現在、担任による交通安全指導の際に用いるとともに、教室や玄関等に掲示して、児童や保護者の安全への意識が高まるよう努めております。各学校では、子どもたちが自らの安全を主体的に守り抜く態度の育成につながっているほか、ヒヤリ地点をもとに交通指導員の立ち位置を変更するなどして、有効に活用しております。ヒヤリ地点と負傷事故発生地点が重ならない点につきましては、事故が発生していない場所でもヒヤリ地点として危険性を認識して対策を講じていることが、事故の未然防止に役立っているものと捉えております。

次に、自転車安全教室についてです。本区においては3年生を中心に全校で行っているほか、全学年で「安全教育プログラム」に基づいて自転車の安全な利用に関するルール遵守やマナーの指導を実施しております。中学生に対しましても全校で同様の指導を実施しておりますが、特に自転車運転中に事故を起こして加害者となった場合の責任等に関する内容について、重点的に扱うようにしております。

次に、小学生の自転車ヘルメットにつきましては、地元企業からの寄附を活用し、校長会が各家庭へ働きかけたことにより、この4月に100%の所有率となりました。着用率につきましても、区全体で

95%と高まっております。三木小学校の取り組みについては既に他校にも紹介しており、自転車シミュレータを活用して信号のない交差点における安全な走り方を再確認するなど、体験を通した学びを工夫している学校もございます。教育委員会といたしましては、先月、荏原五丁目にて発生したような痛ましい事故が二度と起きないように、家庭、学校、地域と一体となって、子どもの交通事故防止に向けて努力してまいります。

次に、教育についてお答えいたします。

昨年度スタートした品川コミュニティ・スクールは、来年度の全校展開に向け、今年度新たに15校を追加し、現在31校で実施しています。これまでの成果といたしましては、各校の校区教育協働委員会において、学校の特色ある教育活動や地域と連携した行事について熟議するなど、学校と地域の情報共有や協力体制の強化が挙げられます。また、一貫教育の視点に立って、連携校の間でボランティアを共有するなど、地域ごとの取り組みも始まっております。

一方、課題についてですが、学校や地域において活躍の場を広げている学校地域コーディネーターがより柔軟に活動できるような体制づくりについて試行錯誤している段階であります。

さらに、子どもたちへの影響ですが、地域の方々にご協力いただいている放課後の地域未来塾において英検合格に向けた講座を開設するなど、多様なニーズに対応する取り組みが進んできております。そうした中で、子どもたち自身も、地域の方々に支えられ、見守られているという実感を持つようになってきていると捉えております。

最後に、地域に根差した教員の意識についてですが、地域プライドとは、地域との一体感や子どもたちの未来に対する責任の共有に裏打ちされた教員のほこりであると考えます。教員が中心となって新しい一貫教育要領の策定や市民科の工夫改善に取り組むことで、まずは品川の教員であるという自負を高めつつ、品川コミュニティ・スクールを核とした地域住民との協働の中で、地域プライドを醸成してまいります。こうした教員の意識を礎といたしまして、今後も質の高い、地域とともにある学校づくりをめざします。

〔地域振興部長堀越明君登壇〕

○地域振興部長（堀越明君） 私からは、屋外における受動喫煙防止についてお答えいたします。

公園等における喫煙所の設置につきましては、品川区受動喫煙防止対策基本方針に基づき分煙の徹底を図っております。基準としましては、面積が1,500平米以上で喫煙スペースと休憩するスペースとの間に一定の距離が確保でき、かつ児童や非喫煙者の利用を妨げないなど、総合的に勘案して設置しております。

続きまして、パーテーションで囲われた喫煙所における煙の拡散につきましては、状況に応じてパーテーションを高くするなどの改善策を講じております。今後も、喫煙者と非喫煙者が理解し合い、公園を利用できる環境づくりを行ってまいります。

次に、区が路上に設置している指定喫煙所についてですが、パーテーションを設置するには歩行者の円滑な通行の確保のために十分なスペースが必要であり、全ての指定喫煙所への設置は困難な状況にあります。パーテーションを設置していない指定喫煙所につきましては、路面に白線をひいて喫煙可能エリアを明示するとともに、今年度から増員した巡回指導員により、白線外で喫煙しないよう継続して呼びかけを行っているところです。

今後の屋外の受動喫煙防止対策につきましては、それぞれの喫煙スペースごとに立地条件が異なるため、一律な整備方針の設定は困難ではありますが、議員ご指摘の趣旨を踏まえ、国や都の動向を注視し

つつ、状況に応じた改善策を講じてまいりたいと考えております。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、公共交通についてお答えいたします。

初めに、パーソントリップ調査についてですが、平日一日の移動について、その目的や場所、交通手段など、調査用紙を郵送して行うもので、国や都、高速道路事業者などで構成される東京都市圏交通計画協議会において10年おきに実施されており、平成20年が最近の調査でございます。また、四段階推計法は、パーソントリップ調査のデータをもとに、交通の発生集中、分布、配分といった視点から将来の交通を予測する方法でございます。

パーソントリップ調査からは、1点目として、品川区と他の地域の移動が約75%、区内の移動が約25%であったこと。2点目は、品川区では鉄道駅を利用した人の約9割が駅と自宅、または目的地まで歩いており、この数値は区部の平均と比べて10ポイント以上も多いこと。3点目は、高齢者の移動回数が増加傾向にあるなどのデータが得られたところでございます。

また、補助163号線における四段階推計法につきましては、大崎のまちづくりを進めるために将来交通を予測したものであり、整備を進めることで渋滞することなく通行が可能とのデータを得ております。

次に、区内全域のデータ開示についてですが、交通計画協議会のホームページにおいて、調査データが第三者へ提供しないことや、法令等に違反して利用しないなどの同意のもとに既に提供されております。

次に、コミュニティバスについてですが、収支のバランスがどの程度になるかも重要ではありますが、区内には40の鉄道駅に加え、44系統のバス路線があり、公共交通が充実している実態もでございます。国土交通省は、コミュニティバスの導入に際し、既存のバス路線網との重複等について十分な協議が必要であるとしております。区といたしましては、移動に困難を感じている方に外出の機会を確保することは大切なことでございますので、引き続き既存のバス路線における増便や路線の延伸など、バス事業者に協力を求めてまいります。

○若林ひろき君 それでは、自席から若干再質問をさせていただきます。

まず、ご答弁、ちょっと聞けなかった部分の一つ、冒頭の子どもの交通安全について。交通安全計画でお聞きしたところ、昨年度28年度の区道で防護柵の整備が、500メートルの計画のところ300メートルとありますけれども、この選定方法を私お聞きしておりますので、どういう選定方法で、いわゆる500メートルのうち300メートルにとどまったのか、こちら辺のご様子をご答弁いただきたいと思っております。

それから、受動喫煙につきましては、今回屋外の受動喫煙についてお聞きをいたしました。先ほど、最後のご答弁の中では、国のほうでの動向を注視するというお話があったんですが、そもそも今国でやっているのは屋内の受動喫煙についてというふうに承知しておりますので、この屋外について、国または都等でどのような議論がされておって、それを区はどのように注視をしていくのかということももう少しお聞きしたいと思っております。

〔防災まちづくり部長松代忠徳君登壇〕

○防災まちづくり部長（松代忠徳君） 防護柵の再質問にお答えいたします。

防護柵は、ガードパイプ——通称——と言っております。歩行者の安全を守る鉄製の柵でございますけれども、狭隘な道路、狭い道路にあって、歩行者を交通安全、安全的に守るというような設置を目的に設置しております。

設置の考え方でございますけれども、いろいろと事故がないようにすることで、警察または地域の

方々から要望等がございます。また、そういったときにそれを設置する。また、古くなったものを新たに取りかえる。また、それを少し変形し、実情に合った形で設置する。そういったもので随時設置しております。計画数量は500メートルでございますけれども、実質、年次によっては、その状況状況で変わっている。今回は約300メートルということで実施したところでございます。

〔地域振興部長堀越明君登壇〕

○地域振興部長（堀越明君） 再質問にお答えいたします。

国の動向についてでございますが、議員ご指摘のとおり、屋内についての議論が中心だというふうに認識しております。この屋内の受動喫煙の対策につきましては、例えば屋内喫煙所の設置についての規制内容ですとか、そういったことの影響などを見る必要があるというふうに考えてございます。したがって、屋内と屋外でのバランスのとれた規制などを踏まえながら検討していきたいというふうに思っておりますので、国や都の動向を踏まえつつ、例えば煙の分散、吸いがらのポイ捨ての防止など、そういったことを具体的に形にしていくにはどのようにしたらいいかというのを、研究を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（このの孝子君） 以上で、若林ひろき君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時05分休憩

○午後1時開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。休憩中に、傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規約第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

石田ちひろ君。

〔石田ちひろ君登壇〕

○石田ちひろ君 日本共産党品川区議団を代表して一般質問を行います。

初めに、「選択的夫婦別姓の導入で個人の尊厳と両性の本質的平等の実現を」です。

2015年12月、夫婦同姓の強制を憲法違反と訴えた裁判の最高裁判決は15人中5人が違憲と判断しましたが、多数決で合憲とされました。このときの各新聞、世論調査では、結婚しても「夫婦別姓」を選択できることに賛成が約50%、反対は約40%。日経新聞の調査では、働く既婚女性の77%が選択的夫婦別姓制度に賛成。また、40代女性の80%が賛成と答えています。「自分は結婚したら名字を変える」という人も、「変えたくない人は変えないという選択肢はあっていい」という意見も多くあります。違憲ではないという判決に対して、世論の多数は選択的夫婦別姓制度の導入を望んでいます。社会的に選択的夫婦別姓は求められていると考えますが、区の見解を伺います。また、区として世論調査を実施し、区民意見の把握を求めますが、いかがでしょうか。

1985年、日本は国連の女性差別撤廃条約を批准しました。1991年から法制審議会が開催、1996年には選択的夫婦別姓を含めた民法改正法律案を答申しました。しかし、自民党などの激しい反対を受け、国会に上程されませんでした。反対する人の主張は、「家族のきずなが壊れる」「家族が崩壊する」「子どもがかわいそう」などですが、名字が同じということだけで「きずながある」とは、根拠が不明確で

す。人口動態統計では、片方かあるいは双方が再婚というステップファミリーは増え、現に親と子の名字が違う家族は存在し、多様化は確実に進んでいます。もし親と子の名字が違うことで差別され、いじめられるとすれば、それは多様性を認めない社会の問題であり、そこそ改善が必要です。区長は、親と子の名字の違いで「家族のきずなが壊れる」と思いますか。伺います。

反対意見の背景には、昔の家制度を復活させたい思いが強くと聞きます。それは自民党改憲案にもあらわれています。既に2004年、自民党の憲法改正プロジェクトチームは、個人ではなく家族が社会の基礎的単位という考えから、憲法24条は改めるべきであるという案を出しています。一人ひとりの尊厳を基礎に、夫婦別姓や同性婚など、多様な家族の形を認めると、改憲案の言う「家族」の形が崩れてしまうという考えからです。憲法24条は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持される。法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定」と、家族関係における男女の平等・同権という内容を示すとともに、個人の尊厳と両性の平等を法制定に当たっての原則としています。この24条を読めば読むほど、夫婦同姓を定めた民法750条は憲法違反です。夫婦同姓を強制する民法は憲法24条違反ではないのか。伺います。

2015年の人口動態統計では、96%の女性が婚姻の際、夫の姓を選択しています。変えたくなくても女性のほうが変えている現実があります。夫婦同姓の強制も含め、日本の女性の地位と平等を巡っては、世界でもおくれた状況です。戦前の女性は社会的に無能力者とされ、社会参加や政治参加は許されず、子どもを産み育てるだけの「物」同然の扱いでした。時代の流れとともに女性たちは立ち上がり、権利を勝ち取ってきましたが、多くの職場や家庭などに差別は残っています。選択的夫婦別姓制度実現は、ただ名前だけの問題ではなく、平等な社会、多様性が認められる社会のための試金石です。国際的に見ても、法律によって夫婦同姓を強制するのは日本だけです。多くの女性が名前の変更を強制されているという認識はありますか。伺います。

選択的夫婦別姓制度導入へ、民法の改正を国に求めてください。いかがでしょうか。

次に、「来年4月待機児ゼロの実現で より良い環境で育つ子どもの権利保障を」です。

「小学校は全員入学なのに、なぜ保育園は入れない子どもがいるのか」、疑問の声が上がっています。子育て現場では待機児童があふれ、「認可保育園を望んでいるが、どこかに入れなければ仕事をやめるしかない。保育の質を求めてはいけないのか」と、悲痛な叫びが届いています。

海外での子育て経験のある方は「子育てに優しい国が多く、子どもは国民の一人として大切にされ、その権利が認められている。日本は子育てに冷たい国だ」と訴えます。子どもの最善の利益とはほど遠い待機児童問題、なぜ解決しないのか。

日本も批准をしている子どもの権利条約第18条には、締結国に対し、父母が働いている児童の権利を守るために、0歳からの全ての子どもにきちんと居場所を用意することを求めています。「OECD加盟国の中で、0歳から5歳の子どもの居場所を与えられる権利がないのは日本だけ」、ジャーナリストの猪熊弘子さんは訴えます。

児童福祉法24条1項には、保育園に申し込んだ子どもに対し、「保育の実施責任」が市区町村にあることが明記されています。また、憲法14条1項には「法の下での平等」が書かれているにもかかわらず、待機児童は、国基準を下回る認可外保育施設などで「差別的な扱い」を受けているのが現実です。現場で懸命に働いている職員の方々の責任ではありません。

安倍政権は、保育を児童福祉から企業がもうけの対象とする保育サービスに変え、国の責任を放棄しています。保育士の数を減らす、保育室の面積基準を引き下げるなど、規制緩和と詰め込み保育で、子

どもが健やかに成長する権利を奪っています。待機児が解消しない根本に、子どもの権利を保障しない国と自治体の姿勢があります。「保育の実施責任」を果たすこと、また、子どもの最善の利益を守るため、国と区に保育予算の引き上げを求めます。それぞれいかがでしょうか。

品川の実態はどうでしょうか。

ことし4月、入園申し込み数3,444人中、入園数は2,428人、不承諾数は1,016人。待機児童数は219人と発表していますが、実態とかけ離れています。区長は1,044人定員拡大と宣伝しますが、認可保育園を希望し、入れなかった子どもは3年連続1,000人を超え、深刻です。区は原因を、想定以上に子どもが増え、働く親が増えたと弁明していますが、区の「保育実施責任」逃れで許せません。育休明けの1歳児が入園できない事態も重大です。子どもの権利を守る立場で待機児ゼロを実現するためには、「認可保育園が決定的に足りない」「保育士の労働条件が劣悪なため、保育士が不足している」、この2つの解決が必要です。来年4月、待機児ゼロ実現をめざしているのか、伺います。

潜在的な要求も含め、地域ごとに年齢別ニーズ調査を行い、待機児ゼロを実現する認可保育園増設計画を求めます。いかがでしょうか。

一刻も早く認可保育園増設を進めるため、林試の森公園隣の国有地・都有地、旧第一日野小跡などの活用、民有地購入を求めます。いかがでしょうか。

私立保育園保育士の処遇改善へ、職員配置基準の引き上げと大幅賃金引き上げ支援を求めます。いかがでしょうか。

子どもたちの成長に外遊びは欠かせません。乳児には安心して遊べる場が、幼児には体を十分に動かし、友達と一緒に遊べる場が必要です。幼稚園には義務づけられている園庭ですが、急増する認可保育園には園庭がありません。既存の公園を利用していますが、1か所に複数園の子どもが集中し、伸び伸びと遊べる状態ではありません。園庭は保育園になくてはならない遊び場です。私立保育園に園庭確保の指導と支援を求めます。また、乳幼児人口増に合わせて緊急に公園増設を求めます。それぞれいかがでしょうか。

次に、「国保の都道府県化で加速する保険料値上げと差押え強化やめよ。国保料は引き下げこそ」です。

6月半ば、一斉に品川の国保加入世帯約6万1,000世帯に対し、近年にない1人平均7,751円も値上げされた今年度国保料の通知・納付書が送付されました。年間所得300万円の自営業Aさんの場合、夫婦と子ども2人の4人世帯で、年間52万円、所得の2か月分を超える国保料はあまりに過酷です。ところが、安倍自公政権は、社会保障の「自然増削減」を掲げ、公的医療・介護制度を土台から変質させる改悪を強行。2018年度からさらなる改悪が実施に移されようとしています。その第一が国保の都道府県化です。

「都道府県化」は、東京都が品川区の国保行政を統括・監督する仕組みとなり、区に「納付金」を割り当て、区は100%完納が義務づけられます。厚労省は、「国保運営方針ガイドライン」で、決算補填等目的の法定外繰入金は解消し、医療費が増えれば、その分直接保険料値上げという仕組みにすると述べています。際限ない国保料値上げと、貧困の増大が区民を追い詰めることとなります。自治体に問われるのは、どう区民の命を守る国保制度にしていくかです。住民の負担軽減へ、区の法定外繰入金の増額が必要です。

品川区の国保加入世帯の平均年間所得は幾らか。品川区の今年度法定外繰入金の総額と決算補填目的の額はそれぞれ幾らか。法定外繰入金をなくすと1人平均幾らの値上げとなるのか。法定外繰入金はこ

れまでどおり続けること。削減した高額療養費分ももとに戻し、国保料の引き下げを求めます。それぞれいかがでしょうか。

「高過ぎて払いたくても払えない」滞納者に対して、品川区は厳しい制裁措置をとっています。年金や給料が振り込まれたその朝に、最低生活費も残さず差し押さえる。これは、最低生活費を差押禁止額として定める徴収法の趣旨に反しています。しかし、区は、「預貯金に振り込まれたものは預金債権として扱う。違法との判例が出たら従う」として、強行しています。年金が月2万2,000円、内職しながら月4万円から5万円できりぎりの生活をしている高齢者に、差し押さえという無慈悲な制裁を行っています。

東京都も問題です。都は、差し押さえ件数が多いほど調整交付金を増額し、品川区は811件で3,000万円に上ります。品川区も加盟する東京都国保連発行の「東京の国保」では、滞納整理Q&Aで、「残金のごくわずかな預貯金口座を年金振り込みの当日を狙って差し押さえることは、実質上、差押禁止財産を差し押さえているのと変わりなく、権利濫用、信義則違反とされるのではないか」「児童手当相当額の預金の差し押さえを違法とした広島高裁判決を、実務の指針を示す判決として参考にすべき」と述べています。

品川区のやり方は、この回答に反しているのではないかと伺います。改めて、預金債権として差押禁止額まで差し押さえるやり方をやめるよう求めます。差し押さえた811人のうち住民税非課税者は何人か、それぞれ伺います。

新制度移行に当たり、保険料の負担軽減のために以下の3点を求めます。①子育て世帯への支援として、子どもの均等割軽減、ひとり親世帯や就学援助対象世帯への保険料を軽減すること、②7割・5割・2割軽減の所得制限を広げて対象を拡大すること、③「生計費非課税の原則」に近づけるため、住民税非課税世帯には所得割を付加しないこと。それぞれいかがでしょうか。

憲法25条では、健康で文化的な生活は全ての国民に与えられた権利であり、国家は国民に対して、それを具体的に保障する義務があることを規定しています。安倍自公政権が進める社会保障解体路線は、医療や介護を自助・共助を基本に救貧施策とするものであり、憲法25条に反する歴史逆行です。社会保障充実こそすべきです。

最後に、「海上ルートに変更させた「確認書」を破る羽田新ルート計画に区長は反対を」です。

6月6日、成田空港の北10キロの民家に、航空機から氷塊と見られる落下物が発生。空港から約10キロとは、品川区内でいうと上大崎付近です。この事故では、午後7時ごろ、雷が落ちたような音が鳴り、外に出ると、屋根が破れ、割れた瓦が軒下に散乱。住民は、「移転できるなら早くしたい」「ショックで寝られなかった」との訴えが報じられました。国に問い合わせると、「調査したが現物が確認できず、航空機由来と認定するのは難しいと結論づけた」との回答でした。成田では、年間、10年間で21件の落下物との説明ですが、実際にはカウントされない何倍もの事例が発生しています。深刻な落下物対策について、国は決定打を示せません。区も、「あらかじめ予見を持たない」と、無責任な姿勢です。なぜ予見を持たないのか、これで落下物から区民を守れるのか、それぞれ伺います。

騒音はどうか。5月下旬、私たちは騒音体験調査を行いました。現行ルートで、南風時、着陸機がゲートブリッジ付近を通過します。騒音計は、高度300メートル付近で最大84.5デシベル、高度200メートル付近では最大86.6を示し、いずれも国想定瞬間最大値を超えました。また、大型機通過後は気流が乱れ、後続機はルートをそれて飛ぶなど、騒音は広い範囲に及ぶこともわかりました。区は、技術革新で当時より現在の飛行機の騒音レベルは下がるから、騒音は「法の基準内」だと言い、公害とも認めま

せん。当時は1時間当たり20便前後が飛行、今回は1時間当たり計44機が品川区の上を通過です。大井町では80デシベルを超える騒音をもたらします。これが公害とならない基準自体がおかしいとなぜ考えないのか、伺います。また、この基準の改定を国に求めるべきですが、いかがでしょうか。

同時に、住民からは「もう既に新ルートで飛んでいるのか」との声も聞かれます。これは、悪天候時などの着陸やり直し、いわゆるゴーアラウンドによるものですが、新ルートになれば回数も現在の比ではありません。新ルートにおけるゴーアラウンドの経路を示してください。また、ゴーアラウンドの回数は今より何割増えるのか、増加によってどのような被害が起こるのか、それぞれ伺います。

区は、今年度改訂中の地域防災計画に航空機事故を含む大規模事故の項目を追加する方針を示し、墜落事故の現実の危険を認めました。区民の暮らしと命を守る対策は、海上ルートの堅持、すなわち計画の撤回しかありません。そして品川区民は、かつて区内を飛んでいた飛行機を「オール品川」の闘いで海上ルートに変更させた経験を持っています。ジェット機の飛行が始まり、被害が深刻化した1959年以降、区もこれを公害と認識し、国に要請。深夜飛行やモノレールの内側運行を禁止させたり、騒音測定や独自の区民意識調査も行いました。1973年、国が空港拡張計画を持ち出してきた際、区は「品川区民の生命の安全と財産を守り、かつ航空機による災害、騒音、大気汚染被害を排除する立場」だと述べ、国に「滑走路の沖合移転」を要請。大田区は、「空港撤去」を決議。結果、1981年に、品川区長、大田区長立ち合いのもと、国と都の間に滑走路の沖合配置と運用方式の合意を交わさせ、海上ルートを実現、これを「確認書」に明記させました。区長は、この「確認書」を現在でも引き継いでいるのか、伺います。

区長の態度こそが計画撤回の決定打です。改めて計画への反対表明を求めます。いかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、待機児童等についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、区における保育の実施状況ですが、平成22年から29年までに認可保育園を45園開設し、定員を5,507人拡大をしております。29年度の保育課事業予算は、平成22年度比で2.7倍の207億円を計上しており、30年度におきましても定員拡大を予定していることから、予算はさらに増額となる見込みです。同様に、国や都においても積極的な予算を組んでおります。

次に、認可保育園の増設計画ですが、今年度の子ども・子育て支援計画の中間見直しの中で、年度別のニーズを踏まえた地域ごとの計画を提案いたします。

次に、公有地等の活用などにつきましては、さまざまな行政需要や地域の状況などを総合的に勘案しながら判断してまいります。

保育士の処遇につきましては、区では公定価格に約50%の上乗せをした運営費を補助し、必要な職員数を配置できるよう支援するとともに、キャリアアップや宿舍借り上げ等の補助制度に積極的に取り組んでおります。

園庭につきましては、水遊びや外気浴ができるスペースをとるようにはしておりますが、それ以上の広さを確保することは事実上困難な状況であります。

公園増設につきましては、公園は小さな子どもから高齢者まで、さまざまな世代の方が利用する施設であり、適地があれば引き続き整備を進めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、夫婦別姓等についてお答えします。

平成27年12月、最高裁判所において、夫婦同姓は合憲との判決が出されました。その中で、「姓の選択は夫婦の話し合いに委ねられており、男女間の不平等はないとされ、旧姓の通称使用が広まることで不利益は緩和でき、合理性を欠くとは認められない」と結論づけられています。したがって、区で独自に世論調査等を実施する考えはございません。

次に、親と子の名字の違いによる家族のきずなについてですが、さきの判決に示されているように、親子同姓のメリットは「家族の一員であることを実感し、対外的に示す意義があり、子どももその利益を受ける」としております。

次に、民法750条の規定は、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」としており、両性の平等を定めた憲法に関して「家族の呼称を一つに定めるのは合理的で日本社会に定着している」として、さきの判決が合憲であると結論づけたところです。

次に、女性の氏変更についてですが、夫婦の姓の選択は、夫または妻の氏を称するかを夫婦となろうとする者の協議に委ねられています。夫婦同氏制それ自体に男女間の不平等が存在するわけではないと考えております。

最後に、民法改正についてですが、判決を踏まえ、国が対応していく問題であり、区が求めるものではございません。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長（西田みちよ君） 私からは、国民健康保険料についてお答えいたします。

まず、国民健康保険加入世帯の平均所得ですが、所得の定義を保険料算定に用いられる「前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いて算出する旧ただし書き所得」とした場合、1世帯あたりは約155万円となります。また、法定外繰入金につきましても、平成28年度の総額は、出産一時金分を含めて約15億8,000万円となります。このうち決算補填目的相当分については、都の実績調査前のため未算出であります。28年度と同程度の割合として想定した場合、おおむね9割程度となる見込みでございます。

また、法定外繰入金をなくした場合の1人当たりの保険料上昇額は、年間約1万7,000円と想定されます。なお、法定外繰入金をこれまでどおり継続することや、高額医療費分をもとに戻すことにつきましては、国の方針や特別区長会の決定と相違しているため、非常に困難と考えます。

次に、滞納者に対する対応についてですが、平成25年11月27日の広島高裁松江支部の判決は、最高裁判決を認めつつも、例外として預金債権が差押禁止債権としての属性を有するものと認めたものです。原則は、平成10年2月10日最高裁第三小法廷判決にあるように、差し押さえ禁止に係る給付金も預金口座に振り込まれた場合は、預金債権に転化するため、差押禁止財産の属性を承継しないとしております。今後も、判例、法令等を遵守し、適正な滞納処分に努めてまいります。

また、区では、納付に応じない一部の被保険者に対しては、納付相談を通じて滞納整理事務を行っております。事務の執行に当たっては、収入や資産の状況、世帯構成など、個々の生活状況を総合的に鑑みて行っているため、課税状況に着目した統計はとっておりません。

次に、保険料の負担軽減につきましては、国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者の方が対象となりますので、公平性の観点から、子育て世帯全体への拡大は困難と考えております。また、均等割7割・5割・2割の軽減につきましても、国の政令に基づき実施しているため、独自に所得制限を変更する対応はできません。

なお、「生計費非課税の原則」は、税の原則であり、社会保険料となる国民健康保険と仕組みが異なっております。したがって、算出方法も全く異なるため、住民税非課税世帯に所得割を賦課しないということとはできません。

最後に、保険料の負担により生活が厳しい方につきましては、個々に応じた納付相談などを、窓口や電話にて引き続き丁寧に対応してまいります。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、落下物についてですが、国は航空事業において、落下物等がないよう、地域や一人ひとりの安全確保を図ることは最優先の課題であるとし、国の指導のもと、航空会社などによる国際的な安全基準の確認や、航空機の厳密な整備点検の徹底に加え、駐機中の抜き打ち検査など、さらなる予防対策を強化し、未然防止に万全を尽くすとしております。区といたしましても、万が一にも落下物がないよう、さらなる徹底した対策を求めてまいります。

次に、騒音についてですが、基準につきましては、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、評価されるものであります。現在、国が示している新ルート案においては、制度の運用について弾力化するとの考えを示しており、区では、対策を具体的に示すよう求めているところでございます。

次に、ゴーアラウンドは、安全に着陸するために、悪天候や滑走路の混雑など、さまざまな状況に応じて行われるもので、国からはその経路や回数を示すことは困難と聞いておりますが、可能な限り具体的な情報を示すよう求めているところでございます。

次に、確認書についてですが、国からは、現在までの航空技術の革新の中、騒音の低減など、航空機の性能が向上し、加えて、首都圏空港の機能強化の必要性が生じたことから、改めて案を示すに至ったとのことです。国から示された案について、区ではこれまで、地域に対する丁寧な説明や、対応策について具体的な内容を示すよう求めてきたところでございます。国は、この求めに対し、これまで、ニューズレターの発行、複数回の説明会の開催、環境影響に配慮した方策などの対応策を示しましたが、区といたしまして、現段階で具体的な内容として不十分であると考え、さらなる情報を示すよう求めているところでございます。引き続き、区民の皆さんの不安を払拭するよう、丁寧な説明を国に求めてまいります。

○石田ひろ君 自席より再質問させていただきます。

まず、夫婦別姓ですけれども、選択的夫婦別姓制度が社会的に求められていると思うんですけれども、答弁は判決内容だけのように感じました。裁判結果を伺ったのではなく、制度実現が社会的に求められていると思いませんかと伺ったので、もう一度お答えいただきたいと思えます。

次に、保育園です。引き続き待機児ゼロを目指すということですが、実現するのはいつでしょうか。来年4月、待機児ゼロにする目標を持って取り組んでいるということでしょうか。ぜひ、来年4月ゼロにするというところでお答えいただきたいと思うんですが、お願いします。

それと、国保です。法定外繰入金をこれまでどおり続けていただきたいというふうにお願いをしたんですけれども、国や特別区長会の決定と違うから難しいということだったと思うんですが、できないということはないですね。また、今後法定外繰入金をなくすと、1人1万7,000円値上げされるということも答弁されました。こんな値上げには区民は耐え切れません。区民の負担軽減こそ必要です。難しいことに正面から立ち向かって挑戦していただきたいと思うんですけれども、法定外繰入金を区として続

けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、羽田新ルートです。1か所だけ、確認書のところですけども、私が聞いたのは、確認書を濱野区長は今でも引き継いでいるのかということですので、そこをお答えください。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 待機児童対策のことについて、再質問にお答えを申し上げたいと存じます。

この待機児童ゼロというお話であります。もちろん私も品川区といたしましても、待機児童をゼロにしていきたいという希望は強く持っておりますけれども、客観的な状況を踏まえると、今の時点で待機児童をゼロにしますというふうに断言することはできないと思っております。しかし、もちろん、ゼロをめざして努力をするということは、そういう覚悟でございます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 再質問にお答えをいたします。

社会的に求められているかどうかということでございますけれども、そういう意見もあるとは思いますが、基本的には国のほうで対応していく問題というふうに理解しているところでございます。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長（西田みちよ君） 国保における法定外繰入金についての再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でもありましたけれども、法定外繰入金をなくすと単純に1万7,000円ということでございますけれども、それをしないということにつきましては、今までも国保の仕組みにつきましては特別区全体での同一步調でやっていた部分がございますので、一区がこうするというのを決定するような仕組みにはなってございません。

それから、これから都道府県化という大きな課題も抱えておまして、国、都の動き、それから特別区としての考え方をきちんと示しながら、国保の仕組みについて考えていきたいというふうに思っているところでございます。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、羽田空港の機能強化の再質問にお答えいたします。

昭和56年、これまでの羽田空港とのかかわりを勘案し、当時確認書が交わされたものでございます。今般、国は、こうした事実の経過も認識する中で、機能強化の必要性や技術の進展もあり、新たな提案をしてきたものでございます。区といたしましては、今回国から新たに示された提案という事実に対しまして、現在の置かれている状況の中で対応することが基本であると考えてございます。引き続き国として区民の皆様に対し、具体的に、そしてきめ細かく対応し理解を深め、不安を払拭するよう、区として強く求めていく考えでございます。

○石田ちひろ君 再々質問をさせていただきます。

まず、夫婦別姓ですけども、こんなにみんなが、そして多くの女性が望んでいるのに、品川区はこの制度実現は必要ではないと思うということでしょうか、伺います。

次に、待機児です。保育園の問題ですね。待機児ゼロが実現するのはいつかと伺いました。今の時点で断言できないということでした。もう余計に、パパ、ママたちは不安に駆られたのではないのでしょうか、今の答弁で。待機児ゼロは区長の公約です。来年は区長選があります。ぜひ公約を実現してください。待機児ゼロはいつ実現するのか、伺います。改めて伺います。

最後に、羽田新ルートです。確認書、これはないものとしてしまうのでしょうか。ここに、確認書を持ってまいりました。当時の大臣、都知事、大田区長、品川区長の印鑑が押してあります。しかも、新

たな提案だということですからけれども、当時よりも区民への被害は増大します。区民の命と安全と財産を守れ、かつ、航空機による災害、騒音、大気汚染被害を排除する立場を述べ、海上ルートを実現させたこの確認書を、濱野区長は引き継いでいないということなんですか。もう一度伺います。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 待機児童対策に関連する再質問にお答えを申し上げます。

もちろん区といたしましては待機児童が出ないようにということで一生懸命努力をしているわけでありまして、その努力を超える数の入園希望者が増えているということもございます。そういう意味で、この努力をさらに続けなければならないというふうに思っておりますが、待機児童をいつゼロにするということについては、これは今の段階ではっきりと申し上げることはできません。しかし、先ほども何回も申し上げていますように、区の責任として待機児童が出ないように努力は、これはしっかりと続けてまいりたいと考えてございます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 再々質問にお答えいたします。

この夫婦別姓等の制度のあり方につきましては、国会等で論ぜられ、判断されるべき事柄だというふうに判断しているところでございます。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 羽田空港の機能強化についてでございますけれども、当時のことは、そのときに確認をされたことでございます。現在は、現在の置かれている状況の中で区民の立場に立つのは当然のことと考えてございますので、そうした中でしっかりと対応してまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で、石田ちひろ君の質問を終わります。

次に、横山由香理君。

〔横山由香理君登壇〕

○横山由香理君 私、品川区議会自民党・子ども未来を代表いたしまして、既に通告してあります項目に従い質問をいたします。

1点目に、児童相談所移管についてお伺いいたします。

現在、最後の都区のあり方検討会の開催から7年が経過しています。私は、児童相談所、一時保護所、児童養護施設の現場を視察する中で、都側の「区には難しいだろう」というご意見を何度かお聞きすることがありましたが、広域的ゆえに区民との直接的なやりとりが少なく、都道府県では無理であるというご意見もあり、都にとっても難しいだろうというのが児童相談所の現実と捉えています。家族や地域の姿が変化する時代の中で、区民サービス向上や子どもの福祉を第一に考えたときに、都区制度が70年間そのままであるために制度疲労が起き、さまざまな課題や矛盾が発生しています。これまでの都区のあり方検討会の点検と、よりよい都区のあり方に向けた議論について、一歩ずつ前進するように特別区側から働きかけていただきたいと思います。区のご所見をお聞かせください。

また、区は、諸課題を抱える都の児童相談所を現状のまま受けとめていくのでしょうか。5月30日の厚生労働委員会で、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」にて、子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ、事務局長の鈴木参考人は、「明治以来、日本の福祉制度は、私は困っていますから助けてくださいと自己申告をして利用する制度です。自己申告のないところへ介入し、子どもを救い、親を支援するという技術や知識は、どの専門教育機関も教えておらず、児童相談所の児童福祉司、保健師などが現場にて実践を重ねているのが現実です。今、児童相談所を中心としたこ

の制度だけで、本当にこれから先やっていけるのか、政治を担う皆さんにぜひ考えていただきたい」と意見を述べていますが、児童相談所移管に向けた区の受けとめ方についてお聞かせください。

ことし2月、小池都知事と23区の区長との意見交換会が開催されました。その際、区側からは児童相談所移管問題にも言及し、知事からは「設置に意欲的な区的意思を受けとめ、引き続きしっかりと協力していきたい」との前向きな姿勢が示されました。このことから、都からの積極的な支援が期待されるのですが、現在の都の支援状況と職員派遣の受け入れ状況についてお聞かせください。

区が児童相談所移管を受けることによって、よりきめ細かな支援が実現できると考えますが、児童相談所と、子育て部門としては子ども家庭支援センター、教育部門としては学校との関係について、区の見解をお伺いいたします。

一時保護所の運営と連携について、虐待、非行、障害など、異なる背景を抱えた子どもたちを同じ場所で保護する、いわゆる混合処遇への対応が懸念されています。地方自治法の第252条の14に「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる」とありますが、都の中央児童相談所を初めとするほかの児童相談所との連携についてお聞かせください。

横須賀市児童相談所では、一時保護所の職員と児童相談所の職員との密な連携によって、一時保護所の入所日数の短縮が可能となった事例や、担当の児童福祉司と子ども、保護者の面談回数が増えることによって、心のケアや安心感につながった事例をお伺いしました。一時保護の日数短縮について、区のご所見をお聞かせください。

人材の育成は大きな課題となっていますが、福祉職、心理職の採用と確保、スーパーバイザーなどの経験年数のあるベテラン職員の育成について、区のお考えをお聞かせください。

今後の要望ですが、移管を進めていく過程におきまして、品川区の子どもたちを品川区で守るための児童相談所の役割を再定義していただきたいと考えます。相談件数などの数字が必ずしも問題の深刻さをあらわしているとは限りません。見えにくい、数字にはあらわれにくい部分の効果を見える化できる手法を確立すること、複雑な困難ケースにおいて地域から孤立してしまった子どもと保護者を追い込まない支援のあり方、身の安全を確保しながら穏やかな空間と安心感にあふれたソフト・ハード両面での環境づくり、子どもの孤独感や不安感を緩和する心のケア、傷ついてしまった子どもたちの心に寄り添うコミュニケーション、親子分離体験からのスムーズな家族の再統合、子どもの危機を未然に防ぐための切れ目のない相談機能の充実、児童相談所のイメージをさらにぬくもりのあるものに変えていくなど、冒頭に述べたとおり、難しさがある中でも、将来に向けて一歩ずつ移管を進めていただきますようお願いいたします。

2点目に、女性の視点での一億総活躍社会についてお伺いいたします。

働き方、健康、待機児童対策、地域防災計画という切り口にて、それぞれ質問をいたします。

自由民主党は、一億総活躍社会の構築に向け、各産業の効率化を図ると同時に、女性・高齢者の就業率等を向上させ、長時間労働を是正しながら働ける環境の整備をしていく必要があると考えています。一人ひとりがより安心し、変化に柔軟に対応することができ、充実感を持ちながら質の高い生活ができる社会、いわゆる「ダイバーシティ」を実現させるため、特に推進すべき取り組みとして、女性活躍支援、子育て支援、65歳以上のシニアの働き方・選択の自由度改革の必要性を認識し、国・地方・産業界を挙げて環境整備をし、少子高齢化社会において、お互いがお互いを支え合う仕組みの構築をめざし

ています。区では、これまでも女性や高齢者の就業支援や、中小企業の人材確保などの支援に取り組んでおりますが、区内の中小企業の状況は、企業規模や経営者の方針の違い、景気回復の実感の温度差などにより、取り組み方はさまざまであると考えます。こうした中、オールジャパンで多様な人々が活躍するための意識改革を浸透させていくためには、区の地域特性を踏まえた上で、効果的に区の事業を実施していくことが求められていると考えますが、区のご所見をお聞かせください。

平成28年4月より、低年齢化傾向にある高血圧、脂質異常、糖尿病やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防のため、生活習慣が大きく変化する時期である20歳から、男女の区民の方を対象にした新たな健康診査「20歳からの健康診査」を実施していますが、男性は0.5%、女性は3.16%と、女性の利用機会が多くなっています。また、平成29年度からは、成人歯科健康診査の年齢が20歳からに拡大となりました。さらに、34歳以上の偶数年齢の女性区民の方を対象とした乳がん検診の実施医療機関を4機関拡大し、その4機関全てにおいて土曜日にも受診できるようになりました。平日は仕事、子育て、介護に追われ、子どもの預け先のない女性にとっても、検診の受けやすい環境となったことは大変すばらしく、区民の方々も高く評価をしています。今後も、男女ともに日々の健康管理と定期的な健康診査の受診を行い、早期発見・治療の促進をしていただきたいと思いますと考えますが、女性の健康をめぐる現状と、男女両方の健康への意識向上について、区の見解をお聞かせください。

また、東京都では、一般不妊治療助成を実施することとなっておりますが、今後、区の一般不妊治療助成とともに、不妊治療のあり方についても検討していく必要があると考えます。都の不妊治療の支援拡大を受けて、子どもを産みたい方への支援の充実を要望いたしますが、区の不妊治療の考え方と今後の見通しをお伺いいたします。

子育て支援では、私は、特に在宅子育て支援、保育環境の整備、病児保育室のさらなる充実と安定運営を推進していただきたいと思いますと考えています。区は喫緊の課題である待機児童対策として、平成29年度は過去最多の1,044人の拡大を実現しています。都市公園と競馬場駐車場内への保育園開設、私立保育園・小規模保育事業等・認証保育所の新規開設支援、保育士等人材確保など、待機児童ゼロをめざして定員拡大を図っているところであります。誰もが活躍のできる社会に向かい、スピード感を持って前進していくためには、今後も認可保育所のみにとらわれず、大きな枠組みにおける総合的な待機児童対策を実施していただきたいと思います。認可外保育施設の保育料助成制度を3年間の時限的措置として創設するなどの新規事業も、子育て世代・働く世代の区民の方々から喜びの声を聞いております。引き続き、待機児童対策を推進していただきたいと思いますと考えますが、同時に、次のステップとして、区はどのような見通しを立てているのでしょうか。

品川区人口ビジョンの推計では、品川区の日本人の年少人口は当面は増加傾向を維持しますが、3年、5年、10年後、その先の将来の見込みをどういった指標で計画・実施していくのか、区の方針をお聞かせください。

女性の能力が求められる場面は、職場や子育てだけにとどまらず、地域の防災における役割についても注目されています。今年度の地域防災計画の見直しに当たり、平成24年以降に発生した災害時の課題を生かし、さらに女性の視点を加えていただきたいと思いますと考えます。地震対策としての避難所運営には、男性リーダーはもちろんのこと、町会・自治会の婦人部の方々など、女性の視点も必要となります。区は現在も、各地域の防災協議会等での意見や報道等からの情報収集による、備蓄品に関する女性などのニーズの吸い上げを実施していますが、実際の避難所の現場でリーダーシップをとっていただく女性が防災会議や各地域の防災協議会などの決定の場にいることも重要だと考えますが、いかがでしょうか。バ

ランスのとれた避難所運営のあり方と男女両方のリーダーシップの重要性について、区の見解をお聞かせください。

さらに、要配慮者や子育て経験者の声についても、経験をお持ちの方の意見をダイレクトに反映することで、より実効性の高いものとなると考えます。こちらは長期的な視野での要望とさせていただきます。

3点目に、社会的事業についてお伺いいたします。

高齢化などの社会的課題が山積する中で、事業性と社会性を両立させつつ、民の力で解決しようとする新たな社会的事業の育成が急務となっています。私は、ことし6月上旬に大崎にて開催された“地域課題解決ワークショップ「品川をもっと住みよくするには？」”を視察いたしました。このワークショップでは、区における地域課題を参加者がグループに分かれて考え、解決に向けたアイデアづくりを行っていきます。ワークショップを通して、オープンデータ利活用の普及・啓発とともに、区民参加と協働の機会の拡充につなげていくことを目的としています。区に興味や関心を持つ20代から70代の幅広い年齢の方々が集まり、活発な意見交換が行われ、とても盛り上がっていました。前半は、「品川」「大崎」「大井」「荏原」「八潮」地区のグループに分かれ、各地域のよいところについて議論し、後半は、「防災」「子育て」「教育」「観光」「地域」「福祉」「公共施設」「商店街」の8つの課題について、グループ毎の意見を模造紙にまとめ、発表していました。さまざまな意見や議論を、絵と図などを使い、「見える化」をして記録するグラフィックレコーディングの手法を用いながら、参加者全体で意見の共有を図り、情報が視覚的にわかりやすく整理されていました。

また、6月中旬には、「立ちすくむ国家ワークショップ」に参加いたしました。インターネットで話題となった経済産業省の次官・若手プロジェクトによる報告書「不安な個人、立ちすくむ国家～モデル無き時代をどう前向きに生き抜くか～」は、100万件以上がダウンロードされました。次官・若手プロジェクトは、昨年8月に経済産業省内公募で集まった20代から30代の若手30人で構成され、国内外の社会構造の変化を把握するとともに、中長期的な政策の軸となる考え方を検討し、世の中に広く問いかけることをめざすプロジェクトです。この報告書には、共感、批判など、賛否両論がありましたが、報告書の持つ余白、行間、読んだ人々が意見を言いたくなるような粒度が、社会的課題に関心を持つきっかけとなるなど、評価できる点が多くあります。当日は、次官・若手プロジェクトメンバーを初め、NPO団体、学生、行政職員、地方議員、教員、スタートアップ系の民間企業など、熱量の高い参加者が集まり、ワークショップが開催されました。参加者は、「人生100年、スキルを磨き続けて健康な限り社会参画」「子どもや教育に最優先で成長投資」「意欲と能力ある人が公を担う」の3分野に分かれ、それぞれの前提条件を共有し、参加者一人ひとりがアクションプランを出しました。さらに小グループに分かれ、具体的な課題を議論し、検討を行いました。これら2つのワークショップに共通することは、社会的課題について問題意識を持ち、「自分も社会の力になりたい」「課題解決のお手伝いがしたい」と考えている方々が多数いらっしゃるということです。区や若手職員が、区政における気づき、提案、取り組みの結果をよりわかりやすく、区民個人の目線に立ってスピークアウトすることによって、世の中に広く問いかけることができ、その結果、社会的課題を自分事として関心を持つ区民の方々が増えると考えます。さらに、ワークショップの開催等を通して、区民の方々お一人おひとりが課題解決のためのアクションを起こすきっかけづくりを促すことが可能となり、社会的事業の育成につながります。第1回目の地域課題解決ワークショップを終えた現時点での、今後のオープンデータ利活用の普及・啓発と、区民参加と協働の機会の拡充についての展望をお聞かせください。

また、今後、職員提案制度をさらに発展させ、若手職員の提案をインターネット上で区民の皆様公表し、若手職員と区民との協働によるアイデアソンの実施を提案いたします。

さらに、立ちすくむ国家ワークショップでは、「会える官僚」というパワーワードが紹介されました。参加していたほかの自治体の行政職員の方々から、「品川区は、職員の方々が優秀で、素晴らしいですね」とのお言葉をいただき、私は大変ほこりに思いましたが、区、都、国の若手職員同士のネットワークをつくり、ワークショップを実施してはいかがでしょうか。区民の方々と組織を超えた若手職員が実際に会って膝を突き合わせた議論を展開することにより、若手・職員の視野を広げ、区政に対する目線をより高く、さらに深める効果が期待できると考えています。

4点目に、品川区の魅力発信とクールジャパン推進について、お伺いいたします。

クールジャパン戦略は、アニメ・漫画、ゲーム、映画、音楽を初めとするコンテンツや食、伝統工芸、ファッション、デザインなど、日本の多様な魅力を海外に発信・展開し、海外の成長を取り込むことを目的としています。2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの期間はクールジャパン戦略の推進に当たり、またとない好機であります。品川区でも、本年度よりフィルムコミッション事業として、区内撮影可能箇所の調査・発掘、撮影場所の紹介ホームページの作成がスタートいたしました。私も、浅草寺でのテレビドラマのロケ現場を視察いたしました。現在の品川区フィルムコミッションの進捗状況をお聞かせください。また、今後の国内外への品川区の魅力発信の観点から、フィルムコミッションに期待する役割について、区のご見解をお聞かせください。

将来的には、アニメや映画などの舞台となった地域に国内外から観光客が来訪した際に、旅行者による写真や動画の撮影のみにとどまらず、舞台となった地域の商品・サービス等の紹介や商店街との連携など、地域経済の活性化に寄与するような体制整備を進めていただくことを要望いたします。

区は、外国人への「おもてなし」に積極的な店舗のPRなど、異文化理解やおもてなし強化の取り組みを実施しています。商店街や子どもたちに向けた個々の施策と、品川区におけるおもてなし活動の推進に関する全体像について、それぞれの視点における現在の「品川区のおもてなし」の状況をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、児童相談所移管についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、都区のあり方検討会につきましては、東京都側から、特別区の大幅な再編を含めた議論をするべきだという話を持ち出してきましたので、平成23年以降、協議はストップをしたところでございます。しかし、よりよい区民サービスの提供や福祉向上に向けては、都区が従来の枠を超えて議論を深めていくことが重要と考えておりまして、区といたしまして都区の協議進展に向けた働きかけを行ってまいりたいと思っております。

区が児童相談所を設置し、子育て支援から要保護児童対策までの一貫した児童福祉施策と、保健から福祉にわたる総合的なサービスを提供することで、家庭への介入機能を含めた新たな相談体制の整備が可能になると考えております。現在の都の支援状況につきましては、モデル的確認実施区である3区に協議の場が限られており、他の区への支援は不十分であると言わざるを得ません。また、区は、現在2名の職員を都の児童相談所に派遣をしておりますが、都は受け入れ枠の拡大には難色を示しておりますので、引き続き受け入れの拡大を要請してまいります。

児童相談所と子ども家庭支援センターとの関係につきましては、それぞれの機関が持つ家庭への介入

と支援という異なる機能を踏まえ、よりよい児童相談体制を再構築してまいります。また、現在、学校と教育委員会は、子どもの虐待の可能性を把握した時点で子ども育成課に連絡をし、区と児童相談所の両者が連携を図りながら対応しているところであります。児童相談所が区へ移管されることで、これまで以上に情報共有がしやすくなり、迅速な対応が可能になると考えております。

次に、一時保護所と他の児童相談所との連携につきましては、非行児童と被虐待児童、幼児と中高生といった、いわゆる混合処遇への対応が必要となるため、区間の相互利用や費用負担などについて、協定等に基づくルール化を今後検討してまいります。

一時保護日数の短縮につきましては、児童相談所と一時保護所が区内にあるというメリットを生かして、児童福祉司と児童心理司、一時保護所の職員などの緊密な連携により、丁寧なケースの管理が可能となると考えており、家庭や地域への復帰を早める効果が期待をされるところであります。

最後に、人材の育成であります。区は心理職の採用を再開したほか、専門職の継続的な派遣や外部研修への参加などを実施しております。今後とも児童相談所の派遣経験者を児童相談部門に結集して、知識と経験の蓄積を図り、計画的な育成を進めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔地域振興部長堀越明君登壇〕

○**地域振興部長（堀越明君）** 私からは、一億総活躍社会に関するご質問のうち、働き方についてお答えいたします。

区といたしましては、多様な人材の能力活用はまちの活力アップに欠かすことができないものと認識しております。この間、ハローワークやサポしながわと連携した品川区就業センターを初め、区内中小企業の人材確保や事業所内育児スペース整備助成、女性の起業支援など、さまざまな取り組みをしてまいりました。加えて昨年度からは、女性やシニアといった多様な人材の活用について、「ダイバーシティ推進セミナー」などを実施し、普及啓発に努めるとともに、就業支援コーディネーターを小規模事業者に派遣し、各事業者の実情に応じた人材活用の提案を行うなど、きめ細やかな支援を開始しております。今後、労働力の減少も懸念される中、引き続き国や関係機関との連携を深め、より効果的な事業実施に努めてまいります。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○**健康推進部長（西田みちよ君）** 私からは、健康についてのご質問にお答えいたします。

健康については、男性よりも女性のほうが健康づくりに関心が高く、検診受診率も男性より女性のほうが高い傾向があります。しかし、女性が生涯を通じて健康で生き生きと生活していくためには、思春期、妊娠出産、子育て期、更年期、老年期などのステージごとに適切な配慮が必要です。このため、しながわ健康プラン21においては「女性の健康を守る」という個別目標を立て、女性特有のがん検診、更年期障害、若い女性の痩せすぎの問題などを盛り込んでいるところです。今後も、男女問わず主体的な健康管理を促し、疾病の早期発見・早期治療につなげていくため、より一層検診を受けやすい環境を整えていきたいと考えております。

次に、不妊治療についてですが、東京都の一般不妊治療助成の開始により、区が実施している一般不妊治療医療費助成との重複の部分が生じております。今年度は都と区の助成制度どちらかを選択する取り扱いとしましたが、制度をどのようにすみ分けるか、より高額な費用負担が生じる特定不妊治療への支援をどうしていくかなどについて、引き続き検討を進めてまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、待機児童対策および地域防災計画についてお答えいたします。

まず、区の乳幼児人口につきましては、4年後にピークを迎える推計となっておりますが、その後も女性の就業率の伸び等により、保育需要は減少しないと見込んでおります。また、フリーランスや在宅勤務等、多様な働き方による保育ニーズにこたえていくことも必要だと考えております。今後は、乳幼児人口に加え、女性の就業状況等を指標に、保育需要を的確に捉えた保育施策を計画し、実施してまいります。

次に、防災会議や各地域の防災協議会等への女性の参画についてですが、女性も男性と同様に防災の担い手であることや、女性の視点を防災対策に反映できることなどから、これらの場への女性の参画は必要なことであると考えており、避難所運営などへの積極的な参加を求めているところです。今年度の地域防災計画の修正に際しては、女性の視点の取り入れのみならず、女性の力を生かした地域防災力の向上について検討しているところです。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、社会的課題解決に関するご質問にお答えいたします。

初めに、オープンデータの普及・啓発と区民参加の機会の拡充についてですが、ワークショップの参加者からは、「さまざまな地域の課題と解決の方向性を考えるよい機会が持てた」といった声が出され、区民が課題の掘り起しからかかわるという新しい形の社会参加型事業のモデルとなったものと認識しております。今回の取り組みを踏まえまして、課題解決につながる具体的な情報の提供など、公表データの充実を図るとともに、データ利活用のノウハウの普及やネットワークづくりなどを通じ、区民や民間団体等の活動支援を進めることで、オープンデータを生かした区民参加や協働の機会の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、区民と職員とのアイデアソンや国・都の職員とのワークショップ等に関しましては、区が提起する課題を区民の力を得て解決につなげる協働提案制度や、技術職員による都区合同研究などの例が既にありますが、ご提案の趣旨も踏まえ、職員の視野を広げ、課題解決力を高める取り組みとして研究を進めてまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、品川区の魅力発信とクールジャパン推進についてお答えいたします。

初めに、フィルムコミッション事業の進捗状況ですが、現在、区内民間施設、区施設における過去の撮影案件やロケーション候補地などの情報収集を行っているところです。この情報をデータベース化し、推進体制を整備します。また、特設ホームページでの情報提供、パンフレットや動画によるPRを行い、フィルムコミッション事業を推進してまいります。

次に、フィルムコミッションに期待する役割についてですが、フィルムコミッション事業により、区の魅力が区内外に広く知られ、また、区民に自分が住むまちに対する愛着、ほこりを持っていただけると考えます。今後は、フィルムコミッションをシティプロモーションや観光と連携させ、一層の来訪者の増加、地域のにぎわい創出を継続してまいります。

次に、「品川区のおもてなし」の状況についてですが、平成27年12月に施行した「品川区おもてなし条例」の理念に沿って、商店街や観光に関するイベントなどで、訪れる方たちにさまざまなおもてなしが行われ、取り組みは区内全域に広がってきています。引き続き活動を推進し、「何度も訪れたいまち

品川」 「住み続けたいまち品川」 としての魅力を高めてまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で、横山由香理君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、平成28年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものとして、株式会社品川都市整備公社にかかわる第35期決算報告、第36期事業計画、品川区土地開発公社にかかわる平成28年度決算報告、平成29年度事業計画、公益財団法人品川区国際友好協会にかかわる平成28年度決算報告、平成29年度事業計画、一般財団法人品川ビジネスクラブにかかわる平成28年度決算報告、平成29年度事業計画、公益財団法人品川文化振興事業団にかかわる平成28年度決算報告、平成29年度事業計画、公益財団法人品川区スポーツ協会にかかわる平成28年度決算報告、平成29年度事業計画、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告3件、監査委員から平成29年1月から4月までの各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第16までの15件を一括議題に供します。

日程第2

第42号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第43号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

日程第4

第44号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

日程第5

第45号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第46号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第47号議案 品川区社会福祉基金条例の一部改正する条例

日程第8

第48号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例

日程第9

第49号議案 中小企業センター空調設備改修第一期機械設備工事請負契約

日程第10

第50号議案 総合体育館大空間落下防止対策その他工事請負契約

日程第11

第51号議案 八潮地区幼保一体化施設改修工事請負契約

日程第12

第52号議案 （仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約

日程第13

第53号議案 (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約

日程第14

第54号議案 (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和施設工事請負契約

日程第15

第55号議案 (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約

日程第16

第56号議案 しながわ区民公園中央ゾーン(西側)改修工事請負契約の変更について。

○議長(松澤利行君) 本件について説明願います。

[副区長桑村正敏君登壇]

○副区長(桑村正敏君) 第42号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、雇用保険法が改正されたことに伴い、「失業者の退職手当」の給付日数および受給資格要件を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行し、受給資格要件に関する改正規定は平成30年1月1日から施行するものであります。

次に、第43号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、特別区民税における住宅借入金等特別税額控除について、平成31年6月30日までとしていた適用期限を平成33年12月31日まで延長するほか、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例」等について、適用期限を延長するものであります。

第2に、一定の環境性能を有する三輪以上の車両を所有している者に係る軽自動車税について、税率を軽減する、いわゆる軽課の適用期限を平成29年度分から平成31年度分までに延長するものであります。

第3に、配偶者控除および配偶者特別控除が見直されることに伴い、特別区民税の均等割額の軽減に関する規定を整備するものであります。

第4に、自動車取得税が廃止されることに伴い、平成31年10月1日以降に取得した三輪以上の軽自動車について、環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を創設するものであります。

本条例は、公布の日から施行し、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しに伴う規定整備に関する改正規定は平成31年1月1日から、環境性能割の創設に関する改正規定は同年10月1日から、それぞれ施行するものであります。

次に、第44号議案、品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、ぷりすくーる西五反田の幼児教育施設における保育料について、多子世帯およびひとり親世帯等に係る負担軽減措置を講ずるほか、私立幼稚園の保育料との均衡を図るため、保育料の算定に係る所得の基準を見直すものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第45号議案、品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、保育所および区立認定こども園における保育料について、ひとり親世帯等に係る負担軽減措置を拡充するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第46号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額

に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業における利用者負担額について、年収約360万円未満の世帯およびひとり親世帯等に係る負担軽減措置を拡充するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第47号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、故矢部久子様の遺産を相続されたご遺族から、品川区の高齢者福祉の進展に役立てて欲しいとの寄附の申し出がございましたことから、寄附金の円滑かつ効率的な運用を図るため、新たな社会福祉基金を設置するものであります。基金の名称は「矢部久子高齢者用社会福祉基金」で、基金の額は「1,000万円」であります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第48号議案、品川区立公園条例の一部を改正する条例について。

本案は、八潮北公園に設置するフットサル場およびスケートボード場について、有料施設とすることから、使用料を定めるものであります。なお、フットサル場については、庭球場として使用する場合の使用料および夜間照明設備の使用料をあわせて定めております。

本条例は、平成29年11月20日から施行するものであります。

次に、第49号議案、中小企業センター空調設備改修第一期機械設備工事請負契約について。

本案は、中小企業センターの空調設備について、当該設備の老朽化が進んでいることから、改修工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は3億5,468万2,800円、契約の相手方は、品川区大井一丁目47番1号、大成温調・塩谷工業建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一で、支出科目は平成29年度一般会計であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月30日までであります。

次に、第50号議案、総合体育館大空間落下防止対策その他工事請負契約について。

本案は、総合体育館について、国土交通省の定める技術基準に基づき、天井の落下防止のための工事を行うほか、非構造部材の耐震改修等の工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は1億9,623万6,000円、契約の相手方は、品川区大崎五丁目9番9号シティタワー大崎2906、大洋建設株式会社東京支店支店長、河村彰で、支出科目は平成29年度一般会計であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月23日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第51号議案、八潮地区幼保一体化施設改修工事請負契約について。

本案は、既存の八潮わかば幼稚園を同幼稚園および八潮南保育園からなる幼保一体化施設とするため、改修工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は2億5,677万円、契約の相手方は、品川区南大井一丁目16番4号、株式会社小坂組、代表取締役、小坂直和で、支出科目等は平成29年度一般会計、平成30年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成30年12月28日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第52号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約について。

本案は、南品川三丁目の品川児童学園の跡地に、児童発達支援センター等からなる（仮称）品川区立

障害児者総合支援施設を新築する工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は36億6,876万円、契約の相手方は、千代田区九段北四丁目2番28号、ナカノフドー・仲岡・圓山建設共同企業体、代表者、株式会社ナカノフドー建設代表取締役社長、竹谷紀之で、工事の概要は別添図面のとおりであります。

なお、本議案から第55号議案までの4議案の支出科目等は、平成29年度一般会計、平成30年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から平成31年2月28日までであります。

次に、第53号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約について。

本案は、同施設の給排水衛生設備工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は4億3,200万円、契約の相手方は、品川区大井一丁目47番1号、大成温調・不二工建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一であります。

次に、第54号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約について。

本案は、同施設の空気調和設備工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は5億1,894万円、契約の相手方は、品川区西五反田三丁目12番13号、三橋・オオサキ建設共同企業体、代表者、株式会社三橋工務店代表取締役、三橋繁美であります。

次に、第55号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約について。

本案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は7億1,280万円、契約の相手方は、品川区大崎一丁目19番20号、三英・マスミ建設共同企業体、代表者、三英電業株式会社代表取締役、大場雄介であります。

次に、第56号議案、しながわ区民公園中央ゾーン（西側）改修工事請負契約の変更について。

本案は、平成29年第1回定例会で議決をいただきました「しながわ区民公園中央ゾーン（西側）改修工事請負契約」におきまして、賃金水準に変動が生じたことから、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」、いわゆる「新労務単価」に基づき、契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を5億3,136万円から5億3,236万4,400円に改めるものであります。

以上で15議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

なお、第42号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴取しております。回答は、お手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第2、日程第3および日程第9から日程第16までの10件につきましては総務委員会に、日程第4から日程第6までの3件につきましては文教委員会に、日程第7につきましては厚生委員会に、日程第8につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第17を議題に供します。

日程第17

第41号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 議案41号議案、平成29年度品川区一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新規事業や国庫支出金等に連動して追加計上が必要となった経費を対象として編成をいたしました。

補正額は、歳入歳出とも6億6,012万6,000円を追加し、総額を1,651億9,612万6,000円とするものがあります。

歳入。

第13款国庫支出金は、1億5,954万9,000円の増額で、国民年金事務費、児童保育費の追加であります。

第14款都支出金は、3億8,490万3,000円の増額で、児童保育費、地域福祉推進包括補助金等の追加であります。

第18款繰越金は、1億1,567万4,000円の増額であります。

続いて、歳出。

第3款民生費は、6億5,312万6,000円の増額で、国民年金事務費、私立保育園等保育従事者に対する処遇改善等事業、生活保護世帯の自立促進事業の追加、および社会福祉基金積立金の新規計上であります。

第4款衛生費は、700万円の増額で、公衆浴場に対するAED設置費補助の新規計上であります。

以上で第41号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

日程第17の歳出予算の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

議会運営委員の辞任許可について

○議長（松澤利行君） 平成29年7月7日付をもちまして横山由香理君から議会運営委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。

委員会条例第12条の規定により、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、辞任を許可することに決定いたしました。次に、追加日程第2を議題に供します。

追加日程第2

議会運営委員の選任について

○議長（松澤利行君） お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から鈴木ひろ子君を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員に鈴木ひろ子君を選任することに決定いたしました。

次に、日程第18を議題に供します。

日程第18

請願・陳情の付託

○議長（松澤利行君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、7月18日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次の会議は7月19日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後2時35分散会

議 長	松 澤 利 行
副議長	こんの 孝 子
署名人	たけうち 忍
同	田 中 さやか